



○長野県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
上松医院	飯田市浜井町3468番地	平成14年11月14日
アキワ薬局	上田市秋和541-2	平成14年11月30日

厚生課

○長野県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
北澤歯科医院	松本市渚2丁目9-54	平成14年11月1日
さくら歯科医院	伊那市大字伊那2283-3	平成14年12月1日
かしわ薬局	茅野市本町西3-4	平成14年12月1日
上松医院	飯田市浜井町3468番地	平成14年12月1日
クオールまるやま薬局	飯田市白山町三丁目東3-1	平成14年12月1日
氷室西口薬局	南安曇郡梓川村倭2653-3	平成14年12月1日
有限会社アキワ薬局	上田市秋和541-2	平成14年12月6日

厚 生 課

○長野県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成15年1月9日

長野県知事 田 中 康 夫

施術者

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社アメニティーサー ビス	松本市高宮中13-8	平成14年12月1日

厚 生 課

○長野県告示第5号

園芸特産振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第226号)の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

別表の特産振興対策の項中

きのこの里づくりモデル事業	1 市町村又は農協等がきのこの里づくりモデル事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費	2分の1以内
	2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

を

きのこの里づくりモデル事業	1 市町村又は農協等がきのこの里づくりモデル事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費	2分の1以内
	2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
水わさび安全供給対策確立事業	1 市町村又は農協等が水わさび安全供給対策確立事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費	2分の1以内
	2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

に改める。

園芸特産課

○長野県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画通路事業 1 松本駅東西自由通路
- 3 事業施行期間
平成15年1月9日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
松本市深志1丁目及び巾上地内
 - (2) 使用の部分
松本市深志1丁目地内

都市計画課

○長野県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 諏訪茅野線
- 2 供用を開始する区間
諏訪市大字四賀字曲坂通6918番の1地先から
諏訪市大字四賀字狐平7016番の9地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年1月9日

道路維持課

○長野県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 飯田富山佐久間線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市千栄1464番の1地先から
飯田市千栄1524番の30地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月9日
- 2(1) 路線名 下条米川飯田線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上久堅5206番地先から
飯田市上久堅5207番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月9日

道路維持課

○長野県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 松本塩尻線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字中山6830番の3地先から
松本市大字寿豊丘811番の58地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月9日
- 2(1) 路線名 松本和田線
- (2) 供用を開始する区間
松本市城東一丁目1206番の10地先から
松本市女鳥羽一丁目429番の10地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月9日
- 3(1) 路線名 松本和田線
- (2) 供用を開始する区間
松本市女鳥羽一丁目418番の1地先から
松本市清水一丁目57番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月9日

道路維持課

○長野県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪茅野線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
諏訪市大字四賀字曲坂通6918番の1地先から 諏訪市大字四賀字狐平7016番の9地先まで		旧	5.4~12.8	0.3900
同	上	新	17.3~44.6	0.3466

道路維持課

○長野県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯田富山佐久間線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市千栄1493番地先から 飯田市千栄1950番の1地先まで	旧	m 5.0~21.0	km 1.3512
同 上	新	5.0~21.0	1.3512
		6.0~75.0	1.1152

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 下条米川飯田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市上久堅5743番の3地先から 飯田市上久堅5207番の2地先まで	旧	m 4.0~17.0	km 0.3867
同 上	新	4.0~17.0	0.3867
		6.8~24.4	0.3180

道路維持課

○長野県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 松本塩尻線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
松本市大字中山6830番の3地先から 松本市大字寿豊丘811番の58地先まで	旧	6.0~11.0	0.1720
同 上	新	6.0~11.0	0.1720
		6.0~18.0	0.1775

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 松本和田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
松本市城東一丁目1206番の10地先から 松本市女鳥羽一丁目429番の10地先まで	旧	8.0~23.6	0.1490
同 上	新	16.0~23.6	0.1490

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 松本和田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
松本市女鳥羽一丁目418番の1地先から 松本市清水一丁目57番の5地先まで	旧	8.0~18.0	0.1280
同 上	新	8.0~18.0	0.1280
		7.0~12.0	0.1330

道路維持課

○長野県告示第13号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加について次のとおり認可しました。

平成15年1月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定確認検査機関業務区域増加申請者の名称及び住所
財団法人長野県建築住宅センター
長野市大字中御所字岡田79番地5
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
- 3 業務区域の増加の範囲
南安曇郡の全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
南安曇郡豊科町大字豊科4960番地1
- 5 業務区域を増加しようとする年月日
平成15年4月1日

建築管理課

○長野県佐久地方事務所告示第1号

長野県木材業者及び製材業者登録条例(昭和28年長野県条例第66号)第9条第1項の規定により、木材業者及び製材業者の登録事項を次のように変更しました。

平成15年1月9日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

登録番号	変更年月日	変更事項		
		氏名(又は名称)	代表者名	住所(又は所在地)
14-A1-38	平成14.11.20	新 株式会社コバリン 小諸チップ工場	小林 靖弘	小諸市大字御影新田1576
		旧 株式会社小林林業所 小諸チップ工場		

林業振興課

○長野県松本地方事務所告示第1号

長野県木材業者及び製材業者登録条例(昭和28年長野県条例第66号)第9条第1項の規定により、木材業者及び製材業者の登録事項を次のように変更しました。

平成15年1月9日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

登録番号	変更年月日	変更事項		
		氏名(又は名称)	代表者名	住所(又は所在地)
14-B7-15	平成14.12.13	新 ツツキシステム株式会社	新 代表取締役 筒木 茂	新 南安曇郡安曇村3941-2
		旧 株式会社ツツギキ	旧 代表取締役 筒木 明美	旧 東筑摩郡波田町10264

林業振興課

○長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成15年1月9日

長野県収用委員会

第7条第3号中「第51条の6第15号」を「第51条の6第1項第15号」に改め、同条第4号中「第51条の6第16号」を「第51条の6第1項第16号」に改める。

企 画 課